

ボ ー ネ ル ン ド

リポビタンキッズPLAYLOT by BorneLund 市民優待



(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメントとの連携事業でリポビタンキッズPLAYLOT by BorneLundが割引料金で利用できます。
対象 市内にお住まいの子ども
期間 7月1日(月)～8月31日(土)
優待額 時間制、1DAYパスともに子ども1人につき200円引き
 ＊期間中何度でも利用できます。
 ＊現住所が確認できるものを持参してください。



詳しくは、BorneLundのホームページで確認してください。



問合せ リポビタンキッズPLAYLOT by BorneLund (☎398-3267)

保険証・受給者証などを更新します

国民健康保険

7月31日(木)までに新しい被保険者証などを送付します。

◆被保険者証

有効期限は令和7年7月31日(木)です。

*期限までに70歳になる方は、70歳になる誕生月の末日です。誕生日が1日の方は誕生日の前日です。

*期限までに75歳になる方は、誕生日の前日までです。

◆限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

病院などの窓口で提示すると、自己負担額が認定証に示された区分の限度額までになり、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代なども減額されます。

*毎年申請が必要です。すでにお持ちの方には、6月下旬に申請書を送付しています。申請は随時受け付けます。

*申請には世帯員(国保加入者)全員の所得の申告が必要です。

◆70～74歳が対象の被保険者証兼高齢受給者証

自己負担割合は、令和5年中の所得に基づいて決定します。

対象者	自己負担割合	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要な方
一般・非課税世帯の方	2割	非課税世帯の方
現役並み所得がある方	3割	課税所得690万円未満の方

*被保険者証兼高齢受給者証を病院などの窓口で提示すると、自己負担額が月の限度額までになります。複数の医療機関を受診し、その合計額が月の限度額を超えた場合は申請してください。

これから70歳になる方は…

70歳になる誕生月の末日までに送付し、70歳になる誕生月の翌月から使用できます。誕生日が1日の方は、前月の末日までに送付し、誕生月から使用できます。

◆特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全や血友病、血液凝固因子製剤の投与が原因のHIV感染症の治療を受けるときに、病院などの窓口で提示すると、自己負担限度額までになります。すでにお持ちの方には、8月1日(木)から有効な受療証を送付します。新たに対象になった方は、手続きが必要です。

問合せ 保険年金課(内線2112)

子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療

前年の所得状況などを確認し、更新の要件に該当する方には7月31日(木)までに新しい受給者証を送付します。
 *1月2日以降に転入した方は、令和6年度の所得課税証明書の提出が必要です。対象となる方には6月上旬に通知しましたので、早めに提出してください。

問合せ 保険年金課(内線2102)

後期高齢者医療

7月31日(木)までに、新しい被保険者証などを送付します。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の医療費の自己負担額や食事代が減額されます。対象は住民税非課税世帯の方です。新たに対象になった方は申請が必要です。

◆限度額適用認定証

現役並み所得に該当し、課税所得が690万円未満の方は認定証発行の対象になります。新たに対象になった方は、申請が必要です。

◆自己負担割合

令和5年中の所得に基づいて決定します。

●一般の方＝1割 ●一定以上所得のある方＝2割

●現役並み所得のある方＝3割

*住民税課税標準額が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者は3割です。

問合せ 保険年金課(内線2101)